平成２９年（フ）第４４号
大分県国東市安岐町下原508番地101　Ｒ16番館110号
債務者　俣野　直也
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
熊本県天草市浄南町４番35号、前住所熊本県天草市南町４番４号
債務者　平下　雄一
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第２９９号
北海道旭川市近文町24丁目1177番地の18
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０５号
北海道旭川市豊岡11条６丁目４番15号　コーポひかり
債務者　高　　正男
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０７号
北海道旭川市忠和７条５丁目９番13号（住民票上の前住所）
債務者　菅原美由紀
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５５３号
大阪府箕面市箕面４丁目12番16号（206号）
債務者　益田　雄介
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９１号
大阪府吹田市千里山松が丘10番25号
債務者　日高　みき
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４４号
大阪市鶴見区諸口１丁目７番５―310号
債務者　永田由美子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５６号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目13番３号　クレールアベノ102号、前住所大阪府東大阪市小阪１丁目10番４―404号
債務者　日根野裕子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１８号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目23番９号
債務者　宮岡　　博
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４号
栃木県宇都宮市徳次郎町1978番地１、前住所栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅16号棟408号室
債務者　津布久美帆
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６６号
栃木県鹿沼市松原４丁目81番地
債務者　石岡　佳吾
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８４３号
横浜市磯子区磯子８丁目５番401号
債務者　松崎　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０１号
岡山市北区西古松２丁目17番24号　コーポ丹原２号室、旧住所岡山市北区西之町８番26号
債務者　髙畠　良子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１０号
東京都青梅市野上町３丁目21番地の５クレセントマンション霞102
債務者　橋本　美幸
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部